

木城町告示第13号

平成26年第2回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年5月29日

木城町長 田口 晃史

- 1 期 日 平成26年6月6日（金）午前9時
 - 2 場 所 木城町議会議場
-

○開会日に応招した議員

後藤 和実君	堀田 廣幸君
原 博君	税田 輝房君
神野 源生君	山田 秋吉君
宮崎 勝正君	中竹 義一君
中村 一也君	甲斐 政治君

○6月9日に応招した議員

同上

○6月11日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成26年6月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
 - ③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第41号 専決処分の承認を求めるについて
(平成25年度木城町一般会計補正予算 第7号)
- 日程第7 議案第42号 専決処分の承認を求めるについて
(平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第5号)
- 日程第8 議案第43号 専決処分の承認を求めるについて
(平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第9 議案第44号 専決処分の承認を求めるについて
(平成26年度木城町一般会計補正予算 第1号)
- 日程第10 議案第45号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第47号 平成26年度木城町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第48号 平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第49号 木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 委員会付託の省略
- 日程第16 議案に対する質疑
- 日程第17 各常任委員会議案審査付託
- 日程第18 請願書の付議
- ◎請願第2号
- 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第19 総務常任委員会請願審査付託
- 日程第20 陳情書の付議
- ◎陳情第5号
- 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書
- 日程第21 総務常任委員会陳情審査付託
- 日程第22 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
- ①議長の会務報告
- ②例月現金出納検査結果の報告
- ③議員派遣の報告
- 2) 町長の行政報告
- ①町長の政務報告
- ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- ③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて
(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて

- (木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第41号 専決処分の承認を求めるについて
(平成25年度木城町一般会計補正予算 第7号)
- 日程第7 議案第42号 専決処分の承認を求めるについて
(平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第5号)
- 日程第8 議案第43号 専決処分の承認を求めるについて
(平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第9 議案第44号 専決処分の承認を求めるについて
(平成26年度木城町一般会計補正予算 第1号)
- 日程第10 議案第45号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第47号 平成26年度木城町一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第13 議案第48号 平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第14 議案第49号 木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 委員会付託の省略
- 日程第16 議案に対する質疑
- 日程第17 各常任委員会議案審査付託
- 日程第18 請願書の付議
◎請願第2号
手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第19 総務常任委員会請願審査付託
- 日程第20 陳情書の付議
◎陳情第5号
少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書
- 日程第21 総務常任委員会陳情審査付託
- 日程第22 散会

出席議員 (9名)

1番 後藤 和実君

2番 堀田 廣幸君

3番 原 博君

5番 税田 輝房君

6番 神野 源生君

7番 山田 秋吉君

9番 中竹 義一君

10番 中村 一也君

11番 甲斐 政治君

欠席議員（1名）

8番 宮崎 勝正君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 淵上 達也君

議事調査係長 鍋倉 貴行君

書記 稲田 宏美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 田口 晃史君

副町長 半渡 英俊君

教育長 中竹 聖子君

総務課長 横田 学君

財政課長 石井 雄二君

会計管理者 伊藤 章君

企画課長 萩原 一也君

環境整備課長 河野 浩俊君

教育課長 中井 諒二君

税務課長 津江 邦彦君

福祉保健課長 中村 宏規君

町民課長 押川 道彦君

産業振興課長 間吉田辰郎君

監査委員 桑原 正憲君

午前9時02分開会

○事務局長（淵上 達也君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ご報告をいたします。8番、宮崎勝正君から体調不良による入院のため欠席届が提出されております。ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから平成26年第2回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成26年第2回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、6月2日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番、原博君、5番、税田輝房君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの6日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月11日までの6日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 政治） 日程第3、諸報告を行います。

これより議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行ないます。

まず、議長の会務報告を行います。別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。では報告をいたします。

4月1日、めばえ保育園の開園式、及び入園式がとり行なわれました。真新しい園舎での質の高い保育や、幼児教育に期待するところです。同日転入職員対面式、消防団部長任命式も出席、歓迎と感謝のご挨拶をしたところであります。

4月14日、東児湯消防署新富分遣所落成式に原総務委員長と出席いたしました。来賓、各首長、消防組合議会議員、施工業者の皆さんで完成を祝うとともに、新富町はもとより、東児湯防災の充実に期待したいと思います。

4月17日、第50回木城町身体障害者福祉協議会の通常総会が保健センターで開催されました。平成25年度の決算、26年度の計画、収支予算を承認し終わりました。会員が87名おられるそうですが、社会福祉が充実してきたとはいえ障害者の視点に立ち、寄り添って行くことが

求められると感じたところであります。

4月19日、TPP交渉反対！みやざき県民緊急集会が宮崎市で開催され、町長、中村議員と参加をいたしました。共同宣言の採択、ガンバロー三唱を行い宮崎の食と暮らし・いのちを守るアピールをいたしました。

4月25日、木城町老人クラブ連合会が保健センターで開催されました。平成25年度事業報告、決算、26年度事業計画、予算が承認され役員改選におきましては金田会長以下留任でありました。

また、年々会員が減少しており、新規の会員募集に努力するとこのことをごさいます。

5月7日、木城町営バス中之又線運行安全祈願祭・運行式が中之又塊所にて多くの地元の皆さんの参加の中とり行なわれました。過去に議会においてもデマンド交通の先進地研修を行い、必要性を要望しておりましたので過疎地の交通、生活環境の改善につながることを期待したいと思います。

5月12日から13日にかけて、第3回になります議会報告会を開催いたしました。会場を減らした関係もあり参加者が少なくなりました。今後、報告会のあり方、開催方法、内容など精査し検討しなければならないと考えたところであります。

5月14日から15日、埼玉県毛呂山町より下田議長始め、全議員、総務課長、産業振興課長、総勢18名の皆さんが来庁され、町内施設、農家などを視察研修されました。

また懇親会においては、木城町の全議員と副町長、総務課長にご出席いただき、盛会に開催できました。今回の行事において執行部においては格段のご配慮いただき、十分なおもてなしができたと考えております。この場を借りて感謝を申し上げます。

また、今後の交流には民間が中心となるような仕組みを構築することが求められると考えるところであります。

5月19日、東九州自動車道建設促進宮崎県央北部期成会総会・九州中央自動車道建設促進期成会総会が延岡で開催され、副町長、担当課と出席いたしました。

予算等の承認をするとともに、今後の活動方針として中央自動車道の早期完成そして東九州自動車道の4車線化を強く求めていくことが決議をされました。

5月26日から28日、第31回全国町村議会議長会研修が東京メルパルクホール等で行なわれました。本会に先立ちまして衆議院会館において江藤農林水産副大臣のご配慮により、農林水産省農村振興局整備部の係官から農山村漁村活性化プロジェクト支援交付金の説明を受け、意見交換をしたところであります。

本町においては、石河内小学校の改修に活用しております。その後議長会研修では基調講演これからの町村議会のあり方のテーマでシンポジウムがあり、先進地町村の事例発表があり大変参

考になったところであります。

それから5月30日、高鍋町において平成26年度児湯郡（市）町村議会議長会議員研修が開催され、京都大学の岡田知弘教授の「道州制に対抗して、いかに地域を再生するか」の講演を拝聴いたしました。

財界指導の道州制は初めから他国企業を優先した考えであり、危険であると。30万人の基礎自治体の構想は住民自治を破壊するもので責任の主体も不透明であると。今回、法案の提出は見送られたが今後も油断はならないと。これからの地域づくりやグローバル競争に左右されない個性あふれるオリジナルな地域内再投資力を高めることが重要である。それには議員、職員、住民が地域を知り科学的に将来を見通せる地域学社会教育の場が必要であることというお話でありました。

以上で報告を終わります。

次に例月現金出納検査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、これにより報告に代えます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

別紙報告書1番、第3回木城町議会報告会、3番、平成26年度児湯郡（市）町村議会議員研修会の件については、先ほど議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

報告書2番、平成26年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会について、1番、後藤和実君の登壇報告を求めます。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） 報告いたします。

5月27日、平成26年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会が西都市で開催され、宮崎副議長、田口町長、所管課長、職員と出席いたしました。25年度の事業報告、決算、26年度の事業計画、予算が全て承認されました。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 1番、後藤和実君の報告が終わりました。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に町長の行政報告を行います。まず町長の政務報告。次に報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）。

次に、報告第2号法人の経営状況を説明する書類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）

以上、3件について町長の報告を求めます。

町長。

○町長（田口 晃史君） まず平成26年第2回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多用な中にご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

3月定例議会以降の主な事項について政務報告を行います。

まず3月の24日ではありますが、西都児湯いじめ問題対策調査委員会共同設置調印式を県庁の本館で実施をしたところでもあります。

ご案内のとおり、近年学校におけるいじめ問題が大きな社会問題となっている中で、1市5町1村が共同設置に至ったことは大きな意義があるとそのように考えておるところでございます。

次に、4日1日ですが議長の報告と重なりますけど、めばえ保育園の安全祈願祭。これは全議員にご出席をいただいたところでもあります。

それから、職員の人事異動の辞令の交付。さらに、めばえ保育園のオープニングセレモニー、入園式等を行ったところがございます。ご承知のとおり37年ぶりに新しい保育園を設置し、101名という多くの児童の保育を行なうという大変意義あることであつたと、そのように考えております。

それから同じく1日ですが、木城町交通安全指導員委嘱状交付式を行いまして6名全員の方が再任を受けていただいたところがございます。

次に、農業委員の会の委員の辞令の交付ですが、土地改良区推薦久保一美氏の農業委員の辞令を交付したところでもあります。

それから同じ日ですが、木城町消防団幹部部長の任命式、及び新旧交代式ですが欠員になっておりました副団長が1名でございましたが、1名をまた任命を団長のほうからされまして、団長1、副団2名という体制になったところがございます。

次に、4月の4日ですが、木城町交通安全のつどいを庁舎前で行ったところでもあります。これは春の全国交通安全運動に伴って実施したところがございますが、近年、町内の運転者が町外においての事故が多発の傾向にあります。

一時期ワースト4まで順位を下げってしまったと。そのような状況でございまして、さらに交通安全の普及啓蒙をする必要があると、そしてまたそのように努めてまいりたいと考えているところでございます。

4月の6日ですが、木城町戦没者慰霊祭を城山公園で行いました。約30名の参加をいただいたところがございますが、御霊の安らかなることと平和を改めて誓ったところがございます。

それから、4月の23日ですが宮崎県治山林道協会会長以下お見えになりました。会長が西米良村長であります。内容といたしましては、木城小中の生徒80名を12月の末に五ヶ瀬町のスキー場に案内をしたいということでございます。

これは全額、向こうのほうで一泊二日ですが宿泊料・使用料全てを負担するということでお見えになったところでございます。

それから24日ですが、木城町行政事務連絡委員会の第1回を行ったところでございます。行政と地域とのパイプ役をお願いしますとともに、町の方針それから事業、予算等の内容の説明をお願いし、これから1年間ご協力をいただくことをお願いした次第でございます。

それから同じく24日ですが、児湯郡東部たばこ税対策協議会の定例総会に出席をしたところでございます。

木城町のたばこ消費税でございますが、約2,500万円町に税として入るというような状況でございます。たばこ税の引き上げに伴いまして、かなり税収が伸びてきておるとそのように理解をしたところでございます。

次に、5月の7日ですが、議長の報告にもございましたが町営バス中之又線の運行開始を行ったところでございます。毎月第1、第3水曜日に運行をすることといたしまして、この利用によりまして買い物と日常生活の向上に役立つことを願っておる次第でございます。

次に、5月の24日でございますが、小さくても輝く自治体フォーラム会総会に大分県九重町に出張したところでございます。議長も日帰り出席をしていただいておりますが、約全国60余りの町村が加入しております、会長が綾の前田町長でございます。

小さい町の輝くまちづくりについて意見発表、それから講演等がございまして大変有意義な会であり、参考になったと思います。来年は長野県の栄町で第20回大会が開催される予定となっております。

次に、先ほどもありましたが委員長のほうからございましたが、5月の27日、県道東郷西都線の整備促進期成同盟会の総会でございますが、ただいま木城町が会長を受けておりますのでそういった関係でございますが、まず東郷西都線の今後の工事等についての説明を受けたところでございます。

西都土木管内につきましては、ご案内のとおりですが木城と西都の境、用地交渉が難航しております、今年度は事業費はございません。それから日向土木管内でございますが、中之又と向こうの東郷のほうとの区域ですが、今年度で一応日向土木管内は終了するというところで事業費が3億1,400万円ついております。なお、この区間には橋梁が2本ございまして、今後橋梁の調査等については引き続き行なうということでございました。

高鍋土木事務所管内につきましては、塊所の下でございますが今年度の事業費が3億7,000万円ということでございまして、2020年度までに全線を改良をするという見込みのようであります。この中には、トンネル830mの説明もあつたところでございますが、本町といたしましては1年も早く完成することを願っておるとそういうことでございまして、今後も積極的な推進

運動を進めてまいりたいとそのように考えております。

以上で、政務報告を終わります。

続きまして、報告第1号について報告申し上げます。

報告第1号は繰越明許繰越計算書についてであります。平成25年度木城町一般会計に係る繰越明許費は別紙繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、法人の経営状況を説明する書類についてであります。

地方自治法第243条の3、第2項の規定により町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第11期経営状況を報告いたします。

有限会社グリーンサービス・コスモスは営農部門を廃止し、平成24年度から本来の目的であります遊休農地の解消を目的に農作業受託だけに切りかえ、社員1団となり経営改善に取り組んでいるところであります。

また、平成26年1月からオペレーター1名を採用し、2名体制にしたところで効率的な運営やサービス向上が図れるようになりました。

それでは経営内容についてご説明申し上げます。あらかじめ配付させていただいておりますお手元の資料4ページをお開きください。

始めに損益計算書による決算状況をご説明いたします。まず損益計算であります。農作業受託売上が920万5,835円で、それに対します売上原価は746万3,512円であり、差し引きの売上総利益は174万2,323円となります。その額から販売費、一般管理費の779万8,749円を差し引いた残りの605万6,426円が営業損益となります。

一方、営業外収益は家賃収入や雑収入などで108万1,693円。また、営業外費用は19万2,000円で516万6,733円が経常損失となりました。さらに、特別利益としまして町から機械購入費や運営費の補助金として1,438万9,650円の収入がありました。

また、特別損失はなく税引前当期純利益は922万2,917円となったところであります。その額から法人税、住民税等の18万2,500円を差し引きました第11期の当期純利益は904万417円となりました。

3ページに戻っていただきます。

資産の状況であります。資本金9,917万円のうち第11期決算書までの累積赤字が7,386万4,332円となり、純資産といたしましては2,530万5,668円となっております。

営農部門を完全に廃止しましたことで、受託面積や売上高は年々増加しており、経営状況につきましてはわずかながら改善してきていると判断をいたしております。

しかし、依然として厳しい状況に変わりはないところでございます。

次に、参考資料の年度別決算状況及び各部門の収入状況についてご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

年度別決算状況及び折れ線グラフをご覧くださいと、売上高は対前年比24万6,000円増の920万6,000円となっております。また、売上原価は対前年比56万4,000円増の746万3,000円で、一般管理費も対前年比43万1,000円増の779万9,000円となっております。

また、経常利益は対前年度比34万2,000円。損益が増加いたしました理由は増員に伴う人件費等の増加でございます。

15ページをお開きください。

次に受託作業の実績ですが、前年度と比較いたしますと受託面積で6.94ヘクタール増の136.8ヘクタール。受託件数で77件増の523件となっております。対前年度比では微増ではありますが、これを平成23年度と比較いたしますと、営農部門を完全に廃止したことで、受託面積で37.54ヘクタール、受託件数で157件の増加となっております。これを区分別に比較いたしますと、耕起、荒代、植代、田植えにつきましては、件数、面積とも増加しておりますが、しかし加工用稲刈りは民間事業者の参入によって、受託面積が減少しております。

次に8ページに戻っていただきます。

平成26年度の事業計画でございますが、農作業受託を金額ベースで昨年度決算より130万5,000円増の1,051万円。また面積は昨年度実績より32.7ヘクタール増の169.5ヘクタールに設定されております。有限会社グリーンサービス・コスモスの本来の目的につきましては、高齢化に伴う遊休農地の解消、農家負担の軽減といった農村地域が抱える喫緊の課題を解決するという公的側面が強い事業を実施しているところでございます。

本来ですと、受託収入で当該経費を賄うのが理想であります。経費が割高となります山間部の形状の悪い土地や小規模面積の土地などを受託していることから、早急に黒字経営に転換することは大変厳しい状況でございます。

申し上げましたように山間部の形状の悪い耕地や小さい面積の土地などの分野におきましては、他の農作業受託組織の受託は厳しく行政目的からも高い公益性のある組織として木城町になくはないものと認識をいたしております。

町といたしましては、今後も有限会社グリーンサービス・コスモスに対し、社長初め社員一同無駄をなくし、コスト縮減を最大の目標とし利用者のニーズに合った作業を迅速、丁寧に行なうことでさらに利用者の信頼が得られるよう、また地域に役立つ会社になるよう経営努力を求めてまいりたいと存じます。

今後とも、議員の皆様のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第2号については、慣例により質疑を行います。報告第2号法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

報告第2号に対する質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 3点ほど質問をさせていただきます。

まず15ページ今町長から説明がありましたが、受託作業実績であります。23年度、24年度、25年度と件数、面積ともに着実に増加をしてありますこと、これ高く評価をするべきだと思います。

町長に質問ですが、経営が安定するまで少なくとも、単年度収支バランスがとれるまででしょうか。この事業の公共性、公益性を考えればこれからも継続していわゆる補助金、公的資金の投入というのはぜひ必要だと思いますが、町長はどういうふうにこれを考えておられるのかまず1点ですね。

2点目は1ページの特別利益補助金の収入ですが、25年度予算説明の中で町の運営費の補助、それから機械導入の補助1,252万6,200円が予算計上されました。そのときの説明でその上に県の機械導入に対する補助金が343万3,000円ありますと。合計が1,595万9,200円という説明をされました。

この実績の差が156万9,550円ありますが、どの部門がどのような理由で減額になったのか説明をお願いします。

もう1点は、9ページですね。

26年度予算での役員報酬これは先ほど町長も説明されましたが、1月からオペレーターが1名増加で給料手当、賞与、法定福利が増額になることは理解できますが、この役員報酬が前年度に比べますと半分以下、42万4,000円減額になって25万9,000円となっておりますが、この役員報酬の減額の理由。その3点をお伺いをいたします。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（田口 晃史君） まず1点目について、ご答弁申し上げます。

ご案内のとおりでございますが、非常に町内高齢化が専業農家を始め、兼業農家も高齢化が進んでおるところでありますし、また新規就農者につきましては、5名程度いらっしゃいますが、これ不特定の作物を面積を要しない作付をされておる関係で、なかなか広範囲にわたる農作業については困難があると思います。

ご質問の内容でございますが、当面引き続き、やはりもうちょっと軌道に乗るまで町の公的資

金を導入をしなくてはならないのじゃないかと、そのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（間吉田辰郎君） 最初に9ページの役員の報酬なんですけど、税務署のほうと相談をいたしましたところ、現在上田さんのほうが今役員を兼ねておりますけども、農作業のほうが多いから職員の給料出して足りない分を役員報酬とそういう形でという指導を受けておりますので、そういったことで組みかえをしております。

それと1ページの先ほど言いました機械の購入ですけど、町が直接することですね。町が直接やる分とグリーンサービス・コスモスが直接申請するものとありますので、はっきりわかりませんが、その差額が多分出ているんじゃないかとそのように考えております。

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） まず1ページの特別利益の関係であります、私のほうから社長でありますので、補足説明させていただきます。

先ほど2番議員が言われたように、当初の計画の金額とそれからここに上がっています実績の金額が若干違ってきます。

これにつきましては、この特別利益の内訳はいわゆるグリーンサービス・コスモスに対します人件費相当の約8割の運営補助金の部分と、それから今回県の補助、それから町の補助をいただいてコンバインそれから乾燥機、遠赤外線乾燥機2台、それから自走式の動噴を機械類を4つ買っていますので、その分で1,500万円という形で申請をさせていただきましたが、実際の入札をいたしまして、機械入れましたところ、コンバイン等の金額が安めに入ってきたということで、その分でその差額が百五十何万円、百二十何万円ですかね。下がりましたのでその分につきましては、しっかりと町のほうに報告をし、その分については町のほうに返却をいたしましたということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） その補助金、特別利益については2月に行なわれました経営会議の1月末までの実績の報告の中では、1,542万6,200円という実績を計上されるんですよね。

それがわずか2月、3月の2カ月間の中に百何万円も実績が減額になるというのは、我々から見るとちょっとそういうやり方があるのかなという感じがしましたけども。

1月末では一千五百何万円実績が上がっております。それが決算では1,400万円、百何万円以上の差があるというのは説明願います。

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） グリーンサービス・コスモスの決算であります。3月31日で締めるという関係で、そういうことでまだ2月の時点では見込みでありますか、あのときには、まだ当初の見込みで決算を報告をさせていただいたということでもあります。

決算が3月31日締めになっていますので、その後しっかりと精査をして返還をしたということでもあります、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 実績と決算見込みと二通り説明されるんですよ。その中の実績の中が1,500万円になっておりますよということ。見込みならば、これ当然修正になりますけど、実績そのものが1,542万6,200円の実績というふうに報告をされているから、私があえて質問ただけでございます。

それ以上のものではありません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号に対する質疑を終わります。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第39号

日程第5. 議案第40号

日程第6. 議案第41号

日程第7. 議案第42号

日程第8. 議案第43号

日程第9. 議案第44号

日程第10. 議案第45号

日程第11. 議案第46号

日程第12. 議案第47号

日程第13. 議案第48号

日程第14. 議案第49号

○議長（甲斐 政治） 次に議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第39号から日程第14、議案第49号に対する議案については朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） ただいま上程いただきました議案第39号から49号に至る11議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは木城町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、1つには平成26年4月1日以降に耐震改修を行った耐震基準適合家屋に対しまして、課税すべき平成27年度分の固定資産税減額について改正するものであり、2つには肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例期間を平成27年度までを平成30年度までに改正するものであります。

議案第40号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額変更が平成26年4月1日から適用されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

主な改正点は1つには後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額を引き上げるものであります。

2つには、低所得者の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得の引き上げを行なうものであります。

議案第41号は専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは平成25年度木城町一般会計補正予算第7号であります。地方交付税、地方譲与税等の交付決定が3月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第7号は予算の総額に歳入歳出それぞれ4,586万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,324万5,000円にするものであります。

歳入の主なものは、町税2,081万4,000円地方交付税2,710万1,000円、地方消

費税交付金497万6,000円、国庫支出金減額1,432万円、県支出金減額1,286万6,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費1億4,139万7,000円。民生費減額3,487万3,000円。衛生費減額1,908万8,000円。農林水産業費減額1,736万7,000円。消防費減額1,213万円等であります。

議案第42号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算第5号であります。使用料及び手数料分担金及び負担金が3月末に決定いたしました。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算第5号は予算の総額に歳入歳出それぞれ251万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,485万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは使用料及び手数料206万6,000円、分担金及び負担金47万6,000円等あります。歳出は簡易水道費591万円、予備費減額339万1,000円あります。

議案第43号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算第4号であります。使用料及び手数料、分担金及び負担金、繰入金等が3月末に確定いたしました。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算第4号は予算の総額から歳入歳出それぞれ737万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,555万4,000円にするものであります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金58万6,000円、繰入金減額800万円等あります。

歳出は公共下水道費減額1,595万円、予備費858万円あります。

議案第44号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成26年度木城町一般会計補正予算第1号であります。口蹄疫埋却地再生整備事業実施に当たり、一部埋却地において排水が悪く梅雨時期を前に事業を完了する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年5月1日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第1号は予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,200万円にするものであります。

歳入は県支出金300万円であります。

歳出は農林水産業費300万円であります。

議案第45号は木城町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。主な改正点は1つには軽自動車税については、平成27年度以降新たに取得される四輪車等の税率を自家用自動車は1.5倍に、その他を1.25倍に引き上げ13年を経過した四輪車は平成28年度からは約20%の重課を行い、二輪車についても1.5倍に引き上げ、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げるものであります。

2つ目には、法人町民税の法人税割の税率を14.7%から12.1%に引き下げ、当該引き下げ分を地方法人税国税として地方交付税に原資するものであります。

議案第46号は、木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

川原自然公園のプール利用料金については、これまでプール利用を含む公園利用者としての衛生管理費を徴収しておりましたが、今回プール利用について衛生管理費とは別に利用料金を徴収するための規定を追加し、また既に撤去しておりますテニスコートに関する規定を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第47号は平成26年度木城町一般会計補正予算第2号であります。補正予算第2号は予算の総額に歳入歳出それぞれ6,300万円を追加し、予算の総額をそれぞれ40億3,500万円にするものであります。

歳入の主なものは、繰越金2,641万8,000円、県支出金1,470万9,000円、町税1,000万円等であります。

歳出の主なものは農林水産業費2,025万1,000円、民生費1,767万5,000円等であります。

議案第48号は平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

補正予算第1号は予算の総額に、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億8,400万円にするものであります。

歳入は、繰越金600万円であります。

歳出は、公共下水道費495万円、予備費105万円であります。

議案第49号は木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の管理について、木城町石河内活性化センターでは、指定管理者制度を導入すること

にいたしましたので、指定管理者となる団体、指定の機関等について地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は「いしかわうち」で指定期間は平成26年7月1日から平成31年3月31日までのおおむね5年間とするものであります。

ご審議いただきご決議くださるようお願い申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時50分休憩

午前10時00分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第15、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第39号から議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって議案第39号から議案第44号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第16. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第16、議案に対する質疑を行います。

これより提案されました議案第39号から議案第49号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第39号から議案第44号については委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第39号から議案第44号については、日程を繰上げ質疑、討論、採決までといたします。

次に、議案第45号から議案第49号については総括質疑といたします。

まず、議案第39号専決処分承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第39号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第39号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第40号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第40号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第41号専決処分の承認を求めるについて（平成25年度木城町一般会計補正予算第7号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第41号に対する質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 5ページですけれども、繰越明許費です。総務管理費の中で庁舎の増築・改築設計委託1,301万8,000円。これ12月の補正予算では1,516万8,000円が計上されましたが、この差額の215万円の予算の用途は何になるわけですか、お伺いをいたします。

○議長（甲斐 政治） 総務課長。

○総務課長（横田 学君） ただいまの繰越明許費に対する質疑ではありますが、ご案内のとおり昨年の12月に1,516万8,000円の予算を補正ご議決をいただいたわけですが、その後本年の3月議会におきまして200万円ほどの減額をご議決をいただいております。その差額を調整しておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 3番。

○議員（3番 原 博君） 4ページの財産売り払い収入280万1,000円ですね。33ページだと思うのですが、土地売払いと収入とその他不動産、物品売り払いですけど、これについての説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 財産運用収入ですが、財産貸し付け収入ですが主なものは愛生園の貸し付け。愛生園跡地の太陽光発電に伴います貸し付けであります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 3番。

○議員（3番 原 博君） 貸し付けじゃなくて売り払ってるんじゃないですか、違うんですかね。

○議長（甲斐 政治） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 財産売り払い収入につきましては、ダンプの売り払い収入が主なものであります。

以上です。（発言する者あり）

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（間吉田辰郎君） その他の物件は産業振興課関係の町有林の売り払い関係になって、その他の不動産の58万円の件ですよ。

○議員（3番 原 博君） はい。

○産業振興課長（間吉田辰郎君） 58万円ですかね。町有林間伐の売り払い収入がこの中に含まれております。58万円ほど含まれております。下谷の8.8ヘクタールの分ですね。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 失礼しました。土地は売り払い収入ですが、川原の町有地を何ですか苗場跡を売り払いをしましたので、その分の売上収入です。失礼しました。

○議員（3番 原 博君） 面積は。

○議長（甲斐 政治） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 済みません。面積はちょっと把握しておりませんでした。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） 23ページの教育使用料の中に、△の36万円と出ておりますが、教員住宅の使用料であると思いますが、この件につきましてマイナスとなった理由をお聞きします。

○議長（甲斐 政治） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） ただいまご質問のありました教職員住宅使用料36万円の減ですが、教職員住宅の1棟分が1年間空き家だったということで、月が3万円の12カ月分の36万円となっております。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 今の件ですが、その空き家というかどうかという状況で空き家になったのか。校長先生とか教頭先生が入らなかったというか。で、それについてはどのように今後していく考えを持っているのか、その辺はそのままですとずっといくとやろうか。教えてください。

○議長（甲斐 政治） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） これは25年度の1棟空き家ということで、校長先生が個人の都合で入れなかったということです。26年度につきましては、全教職員住宅入っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第41号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号専決処分の承認を求めるについて（平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第42号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論はありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第43号専決処分の承認を求めるについて（平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第43号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。これより議案第43号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第44号専決処分の承認を求めるについて（平成26年度木城町一般会計補正予算第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第44号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。これより議案第44号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

これより議案第45号から議案第49号に対する総括質疑を行います。

まず、議案第45号木城町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第45号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に議案第46号木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第46号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号平成26年度木城町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

議案第47号に対する総括質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 29ページです。道路新設改良費の中の公有財産購入費で339万1,000円計上されておりますが、この場所と用地購入後の使用の目的と言いますか、それを伺いをしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 場所につきましては、四日市重木1号線ということで、具体的な場所としましては、めばえ保育園から町長宅のほうを向けての歩道を考えております。理由は、めばえ保育園のところから町長宅の途中で歩道が止まっておるわけなんですけども、現在、保育園の散歩であるとか、実際に歩いて小学生等も通っておるような状況がありまして、用水路とかは、ふたかけをしておるんですけども、その区間だけが100m区間ぐらいですけども、その区間だけが歩道が設置されておりませんので、それを整備したいと考えております。

補正で上げましたのは、隣接している民地が住宅用地として整備するような計画がありまして、そういったことであわせて今回補正として計上させていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） この用地購入は歩道目的で買われる。今言われたその住宅地に予

定されているのは、町が町営住宅の予定地として考えられているのか。それとも、多分、桑原建設資材置き場のことを言っておられるのだと思いますが、それは町は買う気持ちはないんですか。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（田口 晃史君） 環境整備課長が申し上げましたとおりですが、桑原建設さんが住宅を整備するとあの土場をですね。そして今整地されておるわけですが、この際、歩道を抜くならこの際しか上程できませんということで、それであっこ100mまではないんですが、この際購入して歩道を整備しようということにしたわけでございます。

町としては、あの土地を購入する予定はありません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 今の意見ですが、以前、町保育所の移転の場合ですね。道路拡張とかいろいろ経費がかかってくることを私は危惧して、意見を言ったつもりですけど、そういった分に関してはあんまりやっていかないということだったんですけど、今後はこういう歩道については安全面考えたら仕方ない部分があるんですが、今後またこういった部分で、どんどん道路拡張とかしていくような考え持っているのか持っていないのかお伺いします。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（田口 晃史君） ただいま歩道の件を申し上げましたが、今後、保育所の西側ですが、残地があります。駐車場として一部使用しようと思ってるんですが、その前に九州電力が事務所を建てておりますが、これは6月末で一応明け渡すということで、これ残りについては20年以上九州電力が使用したということで、町で購入するという一筆がまあ入っております。

そういったことで、あれを購入したあとには若干ですが、道路と歩道の改良が出てくると、以上でほかのところは大きな改良等については考えておりません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 4ページですかね。石河内活性化センターで債務負担行為が補正で出ておりますが、この指定管理にしたわけと、この金額の説明についてお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（萩原 一也君） ただいまの質問でございしますが、まず初めに債務負担行為の金額でございしますが、26年度分の委託料としまして26年当初予算の中に組み込まれております金額を今後27年度以降の4年間について計上しております。

それと、「いしかわうち」に指定管理をした理由でございしますが、今回のこの施設、石河内活性化センターにつきましても、もともと石河内の地域の振興を考えた上でどのような活用をする

かということから始まっております。

石河内地区の住民の方々を主体に協議会を立ち上げまして、その中で石河内小学校跡地の利活用の検討を行った結果、現在の施設に至ったわけです。そういう経緯がございまして、もともとの協議を重ねてきた石河内の団体に管理を委託するのが、石河内の地域の活性化そして石河内地区の雇用の確保ができるという観点のもと、今回の指定を選定したところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 3番。

○議員（3番 原 博君） 具体的にはどういったことを計画するわけですか。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（萩原 一也君） 内容的にはスポーツ合宿場が主な内容になっております。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） 31ページの社会教育施設費の中に賃金で総合交流センター費で臨時職員の賃金と上がっておりますが、これは増員になるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 臨時職員賃金を補正で計上しておりますが、25年度に教育課のほうで退職者が1名ありまして、その人の事務を現在の係でわけていまして、現在までやってきております。

それで、職員にも事務の負担がきておりまして、資料づくりとか印刷とか会議のそういった資料を事務補助をしていただくということで、臨時職員賃金を9カ月分、7月から来年の3月まで計上をいたしております。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） ということは、職員採用を増員したほうがいいんじゃないですか。人が足らんから一人臨時を入れたということですが、今の25年度中はそれで賄っていたのに、26年度は足りないということは仕事の量が多くなったのか、そこ辺をお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（田口 晃史君） ただいま教育課長が申し上げましたが、急に職員が病気で辞めたところですが、その補充は十分やれるということでしたが、急に退職したのでその職員が持っておった分を2人で今抱えておるといことで、しかし、この残りの9カ月で事務の内容を十分見直して、27年度は認めないということを条件に臨時職員の1名を9カ月間ですかね、認めたような状況であります。

ですから、この9カ月の間に今の現在の職員で事務の分担なり、事務の精査を十分していただき

いというような条件つきであります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

議案第48号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第49号に対する総括質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） まず、一番上のこの地方自治法昭和22年度法律第67号第244条の2、次が木城町の条例では第3項というふうにこれ平成17年ぐらいの木城町条例の25号ですかね。25号では第3項になっているんですよ。県のほうの条例も第3項第5項となっておりますが、第6項に変更になっているんでしょうか。なっていれば木城町条例第25号の分を修正がされないといけないんじゃないかというふうに思っておりますが、どうなんでしょうそこが1点。

それからもう1つは、2番目の指定管理者の団体名称。それから事務所の所在地、団体の代表者名も記述すべきではないのではないかと。この管理者の申請が出してあると思いますが、その申請書並びに申請書に添付する事業計画、あるいは収支予算書は誰が出されたんですか、その2点だけまず。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（萩原 一也君） まず2点目のほうから先に報告させていただいてよろしいですか。

まず2点目の指定管理者となる団体の「いしかわうち」ですけど、代表者は西和浩さんという方がなっておられます。それと事業計画書並びに申請書関係につきましては、今申し上げたましたとおり「いしかわうち」代表者ということで西和浩さんのほうが提出されております。

○議長（甲斐 政治） 総務課長。

○総務課長（横田 学君） 堀田議員のほうからですね、地方自治法の根拠についてのご質疑があったわけですが、まず条例のほうの根拠であります。地方自治法244条の2の第3項でございますが、これは公の施設の設置目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは条例

の定めによりと。いわゆる地方自治法では条例を定めなさいという根拠がありますので、それを根拠に条例を制定しているところでもあります。

それから、議案のほうの指定管理者の指定でございます。地方自治法244条の2の第6項でございますが、これは地方公共団体は指定管理者の指定をしようとするときはあらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を得なければならないという根拠がありますので、この議案として提出する分については、244条の2の第6項が基準になるところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 一般質問と関連しますから、余り中まで聞けないんですけども、先ほどの代表者名は例えば前の例を見ますと、えほんの郷の場合なんかも指定管理者は木城えほんの郷みどりのゆりかご協会村長黒木郁朝と、過去のものについては代表者名がほとんど記述してあるんですね。

この場合も、代表者を記述していないと、今からの協定書の作成を町長と協議されると思うんですよ。その責任者は誰なのか、将来万が一その過失による損害賠償等が起こってくる可能性も十分あるわけですね。そういう場合には誰が責任者で、これは列記していないとそのときのやっぱり、その責任者といえますか、契約書の中にも当然入らなやいかんじやろうし、これから先協定もやっていかないかん。今度は中間での事業報告も受けないかん。

いろいろそん中で、ただですね「いしかわうち」だけでは、これは先ほど出ましたように指定管理費の大きな金額を支払うわけですから、そこら辺はどうでしょうかね。私もはっきりわからんとですけど、ほかのやつは全部代表者名が明記をしてありますよね。

○議長（甲斐 政治） 総務課長。

○総務課長（横田 学君） ただいまの代表者について載せるべきではないかというご意見でございますけれども、今回提出しております議案につきましては、いわゆる公の施設の名称、それから指定管理者との団体となる名称。それから事務所の所在地、指定の期間ということでこれらを議会の議決を得るようということでございますので、そういうふうになっているわけですが、先ほど心配されました損害賠償とそういったものについては、協定書の中で当然組み込むべき事項であると思っておりますので、そうした心配は不要かと考えております。

○議長（甲斐 政治） 3番。

○議員（3番 原 博君） 何でその、この議案に対して代表者を載せなかったのか。それと代表者の選考はどのようにされたのかをお伺いいたします。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（萩原 一也君） 代表者の選任でございますが、この「いしかわうち」の団体につき

ましては、もともと石河内活性化協議会という前身の団体がございました。その中で構成員、理事、その他で協議したところ全員の一致ということで代表者を西和浩さんというところに定めております。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。6番。

○議員（6番 神野 源生君） 今の件でございますが、指定管理者となる団体の名称というような言葉が使っております。さらに事務所の所在地これに触れたときに、石河内は番地はどんげなっとるのですかね。そこがやっぱり1つ疑問が出てくるわけですが、事業をやる上においては、代表者とか役員構成が出てくるのは当たり前ですけども、指定管理者として取り扱うならば人格が必要になるのではないかというふうに考えますが、法的なところがはっきりわかりませんが、その辺の解釈はどうされたんですか。お聞きいたします。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（萩原 一也君） 指定管理を受けさせることの団体につきましては、法人格を持っている団体ではなく、法人格を持っていない任意の団体でも可能になっております。その中で、この活性化協議会の中で名称を決定する場合に活性化協議会のメンバーの方たちが、「いしかわうち」という名称を決定したところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）3番。

○議員（3番 原 博君） 先ほども聞いたんですけど、普通はこういうふうに議決を求める場合には代表者は載せたりするんですよ、それについては何ですかって聞いたんですけど、回答がないのですが。何で載せなかったのか。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（萩原 一也君） 詳細な資料が手元にございませんで、申しわけございませんが、議長暫時休憩をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 暫時休憩に入ります。

午前10時33分休憩

午前10時43分再開

○議長（甲斐 政治） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（横田 学君） ご質疑ありました代表者名を入れるかどうかという話でございますが、私たちが議案につきましては問題のないように勉強をしているところですが、指定管理者制度の全てということで、これを参考に今回の議案もつくっておりますが、この中では指定に当たって議会においては議決すべき事項は指定管理者に管理を行なわせようとする公の施設の名称、

指定管理者となる団体の名称、指定の期間というのは明記されておりますが、その他のものは明記されておられませんので、今回代表者名を入れるべきかどうかというご意見をいただきましたので、これは承っておきたいというふうを考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政治） よろしいですか。ほかに質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号から議案第49号に対する総括質疑を終わります。

日程第17. 各常任委員会議案審査付託

○議長（甲斐 政治） 日程第17、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第2回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、各々の案件を各常任委員会に審査を付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第49号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第18. 請願書の付議

○議長（甲斐 政治） 日程第18、請願書の付議を議題といたします。

議会運営委員会開会前日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおりです。

日程第19. 総務常任委員会請願審査付託

○議長（甲斐 政治） 日程第19、総務常任委員会請願審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、総務常任委員会に審査を付託し、今会期中にその審査結果を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号については、総務常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第20. 陳情書の付議

○議長（甲斐 政治） 日程第20、陳情書の付議を議題といたします。議会運営委員会開会前日までに受理した陳情はお手元に配付いたしました陳情文書表のとおりです。

日程第21. 総務常任委員会陳情審査付託

○議長（甲斐 政治） 日程第21、総務常任委員会陳情審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第5号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書については、総務常任委員会に審査を付託し本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号については総務常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第22. 散会

○議長（甲斐 政治） 日程第22、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。あす、7日から8日までは休会。9日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。

議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時46分散会
